

※世帯主本人が国民健康保険に加入していても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や税法上の被扶養者であっても、申告は必要です。

所得のない人（給与・アルバイト収入が年間65万円以下の人を含む）は、同封の調査票に記入・押印のうえ、個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）と身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写しを添付し、返送してください。

所得のある人（給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人など）は、次のものを持って税務課窓口で申告してください。

◆平成30年中の収入額が分かるもの（源泉徴収票など）

◆社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書

◆個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）と身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、医療費を多く支払ったときに支給される高額療養費についても、上位

所得者と判定され、支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告をお願いします。

「男女共同参画学」「知る学ぶ考える私の人生私がつくる」

問 社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

6月23日～29日は男女共同参画週間です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できることができる男女共同参画社会の実現に向けては、行政だけでなく、皆さんひとりひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

児童手当受給者の皆さんへ

問 こども課
☎823-9227
☎823-9627

児童手当を受給中の人は、6月中に「現況届」の提出が必要です。毎年6月1日における状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件があるかを確認します。

現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

受付期間◆6月1日～30日（土・日曜日、祝日を除く。）

※6月は児童手当の支給月です。通知はしませんので、通帳記帳などにより確認してください。

振込日◆6月10日（月）

支給内容◆2～5月分

全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練放送について

問 防災課
☎823-9208
☎823-9207

海田町では、全国瞬時警報システム（通称…Jアラート）による訓練を次のとおり実施します。

朝早くから皆様にご迷惑をおかけすることになりますが、訓練の実施にご理解をいただきま

すようお願いします。

実施日時◆6月18日（火）10時頃
対象設備◆町内に設置されているスピーカー、防災行政ラジオ、戸別受信機（避難場所等に設置）から次の音声が発送されます。

放送内容◆

♪上りチャイム♪

こちらはぼうさい海田町です。ただいまから、訓練放送を行います。

♪緊急地震速報サイレント♪
緊急地震速報です。大地震です。大地震です。これは、訓練放送です。

※3回繰り返し

6月1日は「人権擁護委員の日」です

社会福祉課 ☎823-9207
☎823-9627

◎人権相談所の開設について

人権について困っていることがありましたら、一人で悩まずご相談ください。

開設日◆6月6日（木）10時から15時まで

場所◆海田町福祉センター 1階ボランティア室

内容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題

相談員◆海田町人権擁護委員、司法書士

※相談は無料です。また、相談内容は決して外部には漏らしませんので安心してください。

海田の学びと歴史文化の拠点づくり ～織田幹雄スクエア建設～

生涯学習課 ☎823-9217
☎823-9256

織田幹雄スクエア【（仮称）海田公民館・（仮称）織田幹雄記念館】の建設工事の進捗状況や、開館後には一体的に管理運営することを目指している旧千葉家住宅の情報などを発信するためのツールとして、SNS（FacebookとInstagram）の運用をはじめました。

「いいね!」「フォロー」をよろしくお願いします。

Facebookページ名

織田幹雄スクエア+旧千葉家住宅

Instagramユーザーネーム

m.oda.square_kyu.chibake

Facebook



Instagram



こちらはぼうさい海田町です。これで訓練放送を終わります。

♪下りチャイム♪

光化学オキシダントにご注意を

問 町民生活課
☎823-9219
☎823-9227

暑くなると、空气中に光化学オキシダントという有害物質が発生しやすくなります。濃度が高くなると、目や喉の痛み、アレルギー性疾患等の健康被害を引き起こすことがあります。

目や喉に痛みを感じた人は、洗眼やうがいを行い、症状に応じて病院での診断を受けてください。

また、町内でオキシダント注意報が発令された場合、町内放送でお知らせします。発令された時は①外出を控える。②野外での激しい運動を控える。③自動車の使用を避ける。等の方法で健康に気をつけましょう。



大切な「未来」への情報「ねんきん定期便」をお届けしています

問 ねんきん定期便専用ダイヤル
☎0570-058-555（ナビ）
☎03-6700-1144（一般）
☎253-17710 広島南年金事務所

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。

年金加入者の皆さん一人ひとりに対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。

送付月は、毎年誕生月です。

35歳・45歳・59歳の人には封書で送付し、その他の年齢の人にはハガキで送付します。

「ねんきん定期便」について分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤルまたは広島南年金事務所へ相談してください。

ホール・体育館の無料開放

問
海田公民館
☎822-1737
☎824-1125
海田東公民館
☎823-1271
☎824-2311

友達同士や親子で遊んで、休日を楽しく過ごしてください。

事業主（給与支払者）・従業員（納税義務者）の皆さまへ

個人住民税（町・県民税）は特別徴収で納めましょう

税務課 ☎823-9204 ☎823-9627

☆ 広島県と県内全23市町からのお知らせ

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正実施に取り組んできましたが、令和2年度から原則すべての事業主の人を対象に特別徴収（給与からの天引き）を徹底します。

【特別徴収とは】

事業主が所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。

事業主は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員※について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

※従業員には、パート・アルバイト・短期雇用者・

【従業員のメリット】

・わざわざ金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。

・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収（個人での納付は年4回）に比べて1回あたりの負担額が少なくてすみます。

暮らしの便利帳(2019年保存版)を発行します

企画課 ☎823-9212
☎823-9203

暮らしの便利帳（2016年保存版）の作成から2年以上経過したため、改訂版として㈱サイネックスと共同で暮らしの便利帳（2019年保存版）を発行します。

暮らしの便利帳の概要

内容◆役場窓口での業務内容や、ライフイベントに応じた手続きの内容、町の見どころなどの情報を一冊にまとめた、海田町のガイドブックです。

規格◆A4版90ページ程度（4色印刷）

発行部数◆1万4,000部

発行時期◆10月頃

事業者の皆さまへ 広告掲載にご協力ください

今回発行するガイドブックの広告主になっていただける事業者を募集しています。また、㈱サイネックスの社員が広告掲載について事業所などを訪問しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

